

災害時における医療体制の確保に向けた広域連携について

東日本大震災において明らかになった課題に対応するため、国においては被災地を含めた災害医療関係の有識者による「災害医療等のあり方に関する検討会」を設置し、同検討会における議論を踏まえ、平成24年3月21日付け「災害時における医療体制の充実強化について」の通知がなされたところである。

同通知によると、都道府県においてはDMAT、医師会、日本赤十字社をはじめとする医療チームの派遣調整等を行い、市町村等においては、医療ニーズを適切かつ詳細に把握・分析した上で、地域の配置調整を行うなど、コーディネート機能が十分に発揮できる体制整備を積極的に推進することにより災害時における医療体制の充実強化を図ることとされ、都道府県を中心に、災害時の医療チームの調整役として、災害医療コーディネーターの設置が進められているところである。

首都圏においては、南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の大規模災害発生時には、都県を越えた被災傷病者等の受入・搬送体制の確保や調整が必要となることが想定される。こうした事態に備え、平時から各自治体内における地域の実情に応じた保健・医療・福祉の連携を踏まえた医療救護体制の充実に加え、自治体間の広域連携がスムーズに行われる仕組みづくりが重要である。

こうしたことから、課題認識の共有化や広域的な連携促進に資する研修等を通じて、医療チームの派遣調整業務を行う人員（災害医療コーディネーター等）間の連携が促進されるよう、次のとおり要望する。

- 1 都道府県と市町村との調整や都道府県を越えた広域連携を円滑に進めるため、各自治体の災害医療コーディネーター等が行う派遣調整業務について共通の基本的な機能を明確にした活動要領を示すこと。

- 2 平成26年度に予算化された災害発生時に医療チームの派遣調整業務を行う人員を対象とした研修については、広域自治体間の連携に資するよう、活動要領に示された広域連携を想定した、全都道府県が一堂に会する研修とすること。また、参加対象については、災害医療コーディネーター等が地域の実情に応じて配置されていることを踏まえて弾力的な取扱いするとともに、広域連携すべき調整業務の範囲には、医療ニーズが集中する急性期におけるDMAT、医師会、日本赤十字社などとの医療の調整のみに限らず、避難者の健康管理や要援護者支援などにおける、長期にわたる医療ニーズの調整業務も含めること。

平成26年 月 日

厚生労働大臣 田村 憲久 様

九都県市首脳会議

座長 神奈川県知事

黒 岩 祐 治

埼玉県知事

上 田 清 司

千葉県知事

森田健作

東京都知事

舛添要一

横浜市長

林文子

川崎市長

福田紀彦

千葉市長

熊谷俊人

さいたま市長

清水勇人

相模原市長

加山俊夫

災害時における医療体制の確保に向けた広域連携について

現状と課題

災害対策基本法に基づく

地方公共団体間の災害発生時の相互応援の枠組み

- 九都県市災害時相互応援等に関する協定
- 関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定
- 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書
- 21大都市災害時相互応援に関する協定 等

九都県市災害時相互応援等に関する協定

九都県市域において災害等が発生し被災都県市だけでは十分な応急措置ができない場合及び九都県市域外において災害が発生し応援の必要がある場合において、九都県市の相互連携と協力の下、被災した自治体の応急対策及び復旧対策を応援する。

【第2条】(応援の種類)

- 医療に必要な資機材・物資の提供及びあっせん
- 車両、ヘリコプター、舟艇等の提供及びあっせん
- 人員の派遣
- 医療機関への被災傷病者等の受入れ及びあっせん

東日本大震災で生じた医療体制に関わる主な課題

災害医療調整機能の不足

- 多数のDMATが被災地へ
⇒派遣調整を行う本部の業務負担が増大
- 広域医療搬送の調整に時間を要した。
- 派遣医療チーム等の調整組織の立ち上げに時間を要した。
- 市町村レベルや保健所管轄区域等の地域における病院や避難所への派遣医療チームの調整体制が不十分
- 関係者間での情報の共有に支障



※出典：厚生労働省「災害医療等のあり方に関する検討会報告書 平成23年10月」

保健調整機能の不足

住民の健康管理の拠点である保健所そのものが被災

↓
避難住民の健康状態や避難所の衛生状態などの情報把握及び共有や保健師の配置等の保健調整機能の確保等に課題

厚生労働省 通知 (H24年3月)

「医療ニーズを適切かつ詳細に把握・分析した上に、医療チームを配置調整するなどのコーディネート機能が十分に発揮できる体制を整備すること」

災害医療コーディネーターの設置

地域の実情を踏まえ
設置

↓
広域連携や域外への
派遣調整には…

国による広域調整機能や自治体間の
共通の拠り所が必要

提言 1

都道府県と市町村との調整や都道府県を越えた広域連携を円滑に進めるため、各自治体の災害医療コーディネーター等が行う派遣調整業務について共通の基本的な機能を明確にした活動要領を示すこと。

提言 2

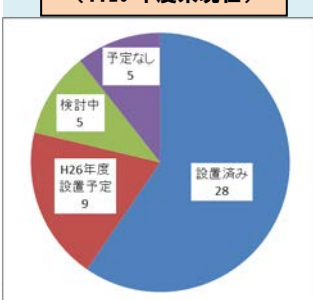
平成26年度に予算化された災害発生時に医療チームの派遣調整業務を行う人員を対象とした研修については、広域自治体間の連携に資するよう、活動要領に示された広域連携を想定した、全都道府県が一堂に会する研修とすること。また、参加対象については、災害医療コーディネーター等が地域の実情に応じて配置されていることを踏まえて弾力的な取扱いするとともに、広域連携すべき調整業務の範囲には、医療ニーズが集中する急性期におけるDMAT、医師会、日本赤十字社などとの医療の調整のみに限らず、避難者の健康管理や要援護者支援などにおける、長期にわたる医療ニーズの調整業務も含めること。

47都道府県の設置状況の推移 (H26年度は予定)

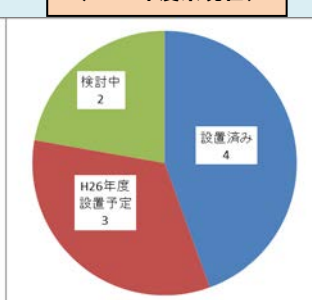


- 47都道府県のうち、37自治体(予定を含む)が災害時におけるコーディネート機能を発揮できる体制を整備
- 首都圏でも、同様の傾向

47都道府県の状況 (H25年度末現在)



9都県市の状況 (H25年度末現在)



※東北大学・江川教授の調査をもとに川崎市が追跡調査を行ったもの。